



■申込・問合せ

▶健康対策課

☎23-5452~5454 FAX23-5460

Eメール：kentai@city.yonago.lg.jp

▶こども相談課

☎23-5456 FAX23-5460

Eメール：kodomosoudan@city.yonago.lg.jp

錦町一丁目「ふれあいの里」3階

「5歳児よなごっ子健診」(5歳児健康診査)が始まります！

平成30年度から、**年中**のお子さんを対象に「5歳児よなごっ子健診」を実施します。

大きな集団となる学校生活に向け、お子さんが「集団生活を十分に楽しめるか」「困っていることはない

か」など、日々の様子を振り返る機会とするものです。お子さんの得意なところや苦手なところに気づいたり、関わり方を考えたりし、お子さんが安心して生活を送り就学に備えることを目的としています。

「5歳児よなごっ子健診」の流れ

対象のお子さんへ郵送で案内

年中のお子さんに案内をします(年4回に分けて)
アンケートを同封していますので、お子さんの日頃の様子や質問項目について、ご記入ください



アンケートの返送

アンケートを返信用封筒に入れ、封をして切手を貼らずに郵送してください



結果のお知らせ

アンケート提出から約1か月後に、郵送で結果をお返しします

困り感がない、保護者が相談を希望しない場合は、以上で終了です。

ご心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください



平成30年度「5歳児よなごっ子健診」の対象と実施時期

対象(年中)のお子さんの生まれ月	案内・アンケート返送	結果のお知らせ・相談会案内	相談会
平成25年4・5・6月	5月	6月	7・8月
7・8・9月	7月	8月	9・10月
10・11・12月	9月	10月	11・12月
平成26年1・2・3月	11月	12月	1・2月

※平成26年4月1日生まれのお子さんは、11月に案内します。

アンケートの結果、お子さんに生活の中で困り感があり、保護者が希望する場合

相談会の案内

アンケートの結果、お子さんに生活の中での困り感が大きい可能性があり、保護者が希望される場合は、結果のお知らせにあわせて、相談会をご案内します



相談会

問診、身体測定、心理士による面談、相談(子育て・発達・就学など)を行ないます

■問合せ 健康対策課 (☎23-5453)

「いきいき健康ライフ教室」参加者募集！



「わかっていても、なかなか変えられない・・・生活習慣」みんなで一緒に楽しく運動したり、健康に関するお話を聞いたりしませんか？

今までの生活を振り返り、ご自分に合った健康プランを考えましょう。

■とき 5/7・14、6/4・25、7/2・23、8/20、9/3、10/1・22（すべて月曜日）の10回シリーズ
午後1時30分～3時30分

■ところ ふれあいの里

■対象者 40～64歳の方で、昨年度の健診結果で脂質・

血圧・血糖値・肥満のいずれかが要指導だった方

■募集人数 35人程度（申込多数の場合は、初めての方優先）

■内容 体力測定、ウォーキング・ストレッチ体操・エアロビクス等の実技、あなたに合った運動・栄養処方、健康講義など色々な実技を体験しながら、継続できる運動・生活習慣探しをします。

■講師 鳥取大学医学部社会医学講座 病態運動学分野 加藤敏明さん ほか

■申込方法 4月16日（月）までに、健康対策課（☎23-5452・5458）にお申し込みください。

■参加費 無料

ワクチンで予防！高齢者の肺炎

対象となる年齢の方のうち成人用肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）未接種の方を対象に、肺炎球菌ワクチン接種を実施します。接種期間は4月から来年3月末までですので、接種をご希望の方は、注意事項をご確認のうえ、忘れずに接種をお願いします。

【対象者】

① 次の表の生年月日の方

65歳となる方	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生
70歳となる方	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生
75歳となる方	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生
80歳となる方	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生
85歳となる方	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生
90歳となる方	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生
95歳となる方	大正12年4月2日～大正13年4月1日生
100歳となる方	大正7年4月2日～大正8年4月1日生

② 60～64歳で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方

【注意事項】

I 受診券は3月末に送付済みですが、紛失等された場合は、再交付しますので、健康対策課までご連絡ください。

II 市では予防接種歴を把握できないため、対象年齢の方全員に受診券をお送りしていますが、過去に任意で

接種した方はこの受診券を使ってワクチン接種を受けることはできません。接種歴にご注意ください。

《長期療養特例期間について》

対象の方で、接種対象期間に次の特別の事情で接種を受けることができなかったと認められる方については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、肺炎球菌ワクチン接種の助成を受けることができます。該当される場合は、健康対策課までご連絡ください。

【特別の事情】

1 次のアからウまでに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

ア 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症
その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

イ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

ウ アまたはイの疾病に準ずると認められるもの

2 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

3 医学的知見に基づき1または2に準ずると認められるもの

風しんは、ワクチンで予防できる 病気です

大人の風しんワクチン 予防接種費を助成します

風しんは、風しんウイルスによるウイルス性発疹症で、大人が発症した場合の症状はそれほど重くありませんが、抗体を持たない、または抗体価が低い妊婦が感染すると、赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障などの障がい（先天性風しん症候群）が起こる可能性があり、注意が必要です。

抗体価検査を受け、抗体価が低かった場合は、風しんワクチン予防接種を受けましょう。

■助成内容

ワクチンの種類	「風しんワクチン」または「麻しん風しん混合ワクチン」		
助成回数	1人に1回		
助成対象者： 米子市に住所を有する方	女性	男性	
	昭和44年4月2日から平成12年4月1日生まれで、風しんの抗体価が低いため、ワクチン接種を勧められた方	妊婦の配偶者	昭和44年4月2日から平成12年4月1日生まれの女性と同居している配偶者で、風しんの抗体価が低いため、ワクチン接種を勧められた方
助成上限金額	8,000円	8,000円	6,000円
対象期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日接種分まで ※ただし、平成31年3月1日から3月31日接種分は、平成31年4月末まで申請可		

■申請・問合せ 健康対策課（☎23-5451、Eメール：kentai@city.yonago.lg.jp）

抗体価検査はこちらで！

風しん抗体価検査ができるところ

●鳥取県西部総合事務所福祉保健局（米子保健所）（☎31-9317）※事前予約が必要です。

●医療機関（米子保健所管内）

風しん抗体価検査の費用については、助成が受けられる場合があります。くわしくは、米子保健所（☎31-9317）にお問い合わせください。

男性のための！ 健康づくり&クッキング教室

男性のための、料理の基礎を中心とした調理実習、健康づくりに役立つ知識を深める教室です。

仲間をつくり、楽しい時間をすごしませんか？

■と き 5/30、6/26、7/26、8/31、9/26、10/31、11/29、12/21の8回シリーズ
午前10時～午後1時30分（予定）

■ところ ふれあいの里 3階 栄養指導室

■対象者 米子市民の男性

■募集人数 40人

■持ち物 エプロン、三角巾、筆記用具、その他必要なもの

■費用 材料費実費（400円程度）

■申込方法 4月20日（金）までに、健康対策課（☎23-5458・5452）に電話でお申し込みください。

※応募多数の場合は、初めての方を優先し、抽選とします。申込みをされた方には5月上旬までに通知します。

後期高齢者医療人間ドック ～申込みを受け付けます～

■対象者 「後期高齢者医療制度」で医療を受けられる方（おもに75歳以上）※原則として後期高齢者医療保険料を滞納していない方

■受診費用（個人負担金） 6,500円

たんの検査が必要な方は、6,800円の予定

※たんの検査は、50歳以上で喫煙指数（1日本数×喫煙年数）が600以上の方（元喫煙者を含む）が対象です。

※胃内視鏡検査を受けられる方は、医師の所見によっては別途保険診療扱いになることがあります。

■受診期間 平成30年7月～12月

（6月下旬に後期高齢者医療人間ドックの受診券をお送りします。）

■申込方法 4月27日（金）までに、健康対策課（☎23-5452・5458）に電話でお申し込みください。

■ご注意 後期高齢者医療人間ドックを受診される場合、米子市が実施する「後期高齢者の健康診査」「胃がん検診」「大腸がん検診」「肺がん検診」を重複して受診することはできません。



相談

■相談名

内容▶日時/場所/問合せ先

■米子市消費生活相談室

買い物、訪問販売のトラブルや借金、架空請求、クーリング・オフなど消費生活に関する相談に応じます。
▶平日午前8時30分～午後5時/消費生活相談室（市役所本庁舎1階生活年金課内）/☎米子市消費生活相談室（☎35-6566）

■法律相談センター米子

法律に関する困りごと全般について、弁護士が相談に応じます。1件30分5,000円。※ただし、多重債務（クレジット、消費者金融など）の相談は無料。要予約（受付：平日午前9時～午後5時）▶毎週火曜日の午後3時～7時/米子天満屋4階/☎鳥取県弁護士会米子支部（☎23-5710）

■行政相談

国など役所へのご要望、ご意見について行政相談委員が相談に応じます。予約不要。▶5日（木）、26日（木）、5月9日（水）の午後1時～4時/市役所本庁舎4階402会議室/☎生活年金課（☎23-5378、FAX23-5391）

■鳥取県行政書士会無料相談

相続・遺言・成年後見・交通事故・外国籍の方の在留（ビザ）・帰化など、行政書士が無料で相談に応じます。予約不要。▶14日（土）午前10時～午後2時/米子市立図書館1階対面朗読室/☎鳥取県行政書士会事務局（☎0857-24-2744）

■人権相談

人権擁護委員が相談に応じます。相談無料、予約不要。▶10日（火）、5月10日（木）午後1時～4時/市役所第2庁舎1階相談室/☎人権政策課（☎23-5415、FAX37-3184）※鳥取地方法務局米子支局では、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、人権相談に応じています。（専用ダイヤル☎0570-003-110）

■多重債務・法律相談会

多重債務や借金に関する困りごとについて、弁護士や司法書士などが無料で相談に応じます。1件30分、要予約。▶19日（木）午後1時30分～4時/米子コンベンションセンター/毎月開催/☎鳥取県西部消費生活相談室（☎34-2648、FAX34-2670）・米子市消費生活相談室（☎35-6566、FAX23-5391）

■法テラス（日本司法支援センター）無料法律相談会

離婚・借金・相続・成年後見など、法律問題全般について、弁護士が相談に応じます。要予約。米子市在住または在勤の方で資力が一定額以下の方が対象。（くわしくは法テラスまで。）▶25日（水）午後2時～4時。市役所本庁舎4階402会議室。1人30分、定員4人。申込先：法テラス鳥取（☎050-3383-5495（受付時間：平日午前9時～午後5時））/☎生活年金課（☎23-5378、FAX23-5391）

■高齢者なんでも無料電話相談

高齢者の方の相続、財産管理、介護などの問題について、幅広く弁護士などが相談に応じます。▶毎週月・木曜の午後1時30分～4時。☎0120-65-3948（通話料無料）/☎高齢者支援センターとっとり（鳥取県弁護士会内）（☎0857-22-3912）

■よなご暮らしサポートセンター総合相談

●一般相談 日常生活の悩みや心配ごとについて、よなご暮らしサポートセンター（米子市社会福祉協議会）職員が相談に応じます。予約不要、無料、電話相談可。▶月～金曜日（祝日および年末年始の休日は除く。）の午前9時～午後5時/ふれあいの里1階

●法律相談 弁護士が相談に応じます。1人30分、費用2,000円、要予約。▶毎月第1・3月曜日（年末年始の休日は除く。月曜日が祝日・休日の場合はその翌日）午後1時～3時/ふれあいの里1階/月～金曜日（祝日および年末年始は除く。）の午前9時～午後5時に、電話で予約/☎よなご暮らしサポートセンター（米子市社会福祉協議会内）（☎35-3570）

■司法書士による「無料法律相談会」

相続・遺言、不動産の贈与・売買、不動産・商業登記、成年後見の申立て、高齢者・障がい者の財産管理、家賃・貸金・売掛金など140万円以下の民事紛争、借金・多重債務問題、その他身の回りの法律問題について、司法書士が無料で相談に応じます。前日までに要予約。▶27日（金）午後6時～8時/米子コンベンションセンター 第1会議室/☎鳥取県司法書士会（☎0857-24-7024）